

行政常任委員会報告

令和 5 年 8 月 31 日

午後 1 時 30 分開議

委員会室

◎ 日程

1 消防本部

(1) 夕張市火災予防条例の一部改正について

2 教育課

(1) 石炭博物館模擬坑道復旧工事の延長について

3 地域振興課

(1) 市外線の自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）について

4 建設課

(1) 夕張市庁舎建設基本構想の策定等について

5 生活福祉課

(1) 新市立診療所等における交通安全対策について

(2) 産婦人科・小児科オンラインの実施について

6 財政課

(1) 財政再生計画の変更について

(2) 令和 5 年度補正予算について（補正予算調書）

(3) 「国、北海道及び夕張市の三者協議」の開催結果について

◎ 出席委員（7 名）

高 間 澄 子 君

荒 井 周 司 君

徳 谷 康 憲 君

工 藤 政 則 君

君 島 孝 夫 君

櫻 井 暁 君

千 葉 勝 君

◎ 欠席委員（0 名）

◎ 出席者職氏名

議長

大 山 修 二 君

副市長	本 間 和 彦 君
教育長	小 林 広 明 君
総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	菊 田 大 介 君
地域振興課主幹	辻 大 士 郎 君
財政課長	板 垣 克 巳 君
財政係長	池 徳 嗣 君
建設課長	押野見 正 浩 君
建設課主幹	鈴 木 豪 君
都市計画係長	佐 藤 竜 雅 君
土木課長	阿 部 充 雅 君
上下水道課長	小 峰 健 一 君
上下水道課主幹	佐々木 猛 君
市民課長	外 崎 伸 一 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
保健福祉課主幹	永 澤 綾 子 君
保健福祉課主幹	狩 野 弘 嗣 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君
出納室長	早 川 雄 二 君
教育課長	堀 靖 樹 君
消防本部消防長	石 黒 友 幹 君
消防本部消防次長	千 葉 恭 久 君
消防署長兼消防本部予防課長事務取扱	
	田 島 淳 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	山 下 倫 弘 君
書記	増 井 菜々実 君

【委員長挨拶】

（高間委員長）

それでは、皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方はマナーモードに設定してください。

ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長、総務企画課長のほか、説明員として課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方でありますけれども、初めに、7月1日付で人事異動がありましたので、報告のない課より挨拶を受け、報告のある課は報告に入る前に挨拶をいただきます。

報告は、消防本部、教育課、地域振興課、建設課、保健福祉課、財政課の順に受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更についての説明の際は、案件に関する担当課長の出席を求めますが、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに総務企画課、出納室、地域振興課、市民課の案件、次に生活福祉課、保健福祉課、財政課の案件、次に上下水道課の案件といたします。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【市民課】

(高間委員長)

それでは、市民課の皆さん、よろしくお願いいたします。

(市民課長)

6月1日の行政常任委員会において建設課主幹のというふうにご挨拶したばかりなのですが、人事異動によりまして7月1日から市民課長の任に当たっております、市民課長の外崎といいます。よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

ありがとうございます。

【消防本部】

(高間委員長)

それでは、消防本部より報告を受けて参ります。

消防長。

(消防長)

お疲れさまです。消防本部から1件、夕張市火災予防条例の一部改正について報告いたします。説明は田島署長が行います。

(高間委員長)

署長。

(消防署長兼消防本部予防課長)

夕張市火災予防条例の一部改正について。夕張市火災予防条例の一部改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正は、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年 5 月 31 日付け消防予第 306 号）が交布され、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準と対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部が改正されたことに伴い、夕張市火災予防条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、従来の蓄電池設備の規制は主に鉛蓄電池設備を想定されたものであり、リチウムイオン蓄電池設備や現在普及している蓄電池は容量が大きくなることが見込まれることから、蓄電池の火災リスクに応じた見直しが行われたものであります。

資料 2 をご覧ください。1 ページから 6 ページまでは新旧対照表となっております。

まず初めに、1 ページをご覧ください。

火災予防条例第 12 条第 1 項第 3 号の 2、本規程は基本的な安全対策を目的とした規程であり、キュービクル式に限定して求めるべきものではないため、共通的に求められる措置として適正化を図ったものです。

次に、2 ページをご覧ください。

第 12 条の 2 第 1 項第 4 号、雨水等の浸入防止措置の見直しについて。屋外に設ける急速充電設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくとも、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいとしたものです。

次に、第 14 条第 1 項、対象火気省令において規制する蓄電池設備の見直しについて。蓄電池設備の規制は、対象火気省令によりその容量が 4,800 アンペアアワー・セル以上のものを対象としているが、蓄電池の種別により電圧が異なることから、同じ 4,800 アンペアアワー・セルであってもその種別によって電力量に差が生じていることから、今回、規制の対象となる蓄電池設備を電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に、一般的に用いられている蓄電池容量を用いて区分することとし、蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって、出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くとしたことと、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床上等に設けなくともよいこととするものです。

次に、2 ページと 3 ページをご覧ください。

第 14 条第 3 項、建築物からの離隔距離の見直し。屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から 3 メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に新たに延焼防止措置が講じられたものとして、消防庁長官が定めるものを追加するものです。

第 14 条第 4 項、2 ページでご説明した雨水等の浸入防止措置の見直しについて、屋外に設ける蓄電池設備についても、第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の規定を準用するものです。

次に、6 ページをご覧ください。

固体燃料を使用した火気設備の離隔距離の見直し。対象火気設備等の離隔距離を定めている別表第 3 に、新たに炭火焼き器などの固定燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めたものです。

最後に、7 ページをご覧ください。

届出書の様式について、蓄電池設備の規制対象の指定に係る単位がアンペアアワー・セルからキロワット時に改められました。これに伴い、火災予防条例中に規定する標識類及び届出書の様式についてで定める届出書の様式の一部を改正するものです。施行期日は令和 6 年 1 月 1 日であります。

以上です。

(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。ありませんか。

それで、ちょっと今説明もあったのですがけれども、資料の 1 に 3、施行日、令和 6 年 1 日しか書かれていませんので、今言われた 1 月 1 日ということで皆さんの資料に付け加えていただければと思います。

ほか、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで消防本部を終わります。ありがとうございます。

【教育課】

(高間委員長)

それでは、次に、教育課より報告を受けて参ります。

教育長。

(教育長)

お疲れさまです。お世話になっております。

教育課から、1 点、石炭博物館模擬坑道復旧工事の延長について報告がご

ざいます。説明は堀教育課長が行います。

(高間委員長)

堀課長。

(教育課長)

石炭博物館模擬坑道復旧工事の延長について報告させていただきます。裏面、資料 1 をご覧ください。

模擬坑道の復旧工事につきましては、文化財保存活用計画策定から今日まで、文化庁や北海道による伴走型支援により、令和 4 年度着工、令和 5 年度中の完成を目指し、若干の遅れはあるものの着実に進んでいたところでございます。

このような中で、本年度実施予定のスプリンクラーの設置や、それに関わる施設整備等の設計について、市内部における関係部署間の情報共有や認識不足もあり、結果的に設計自体の手直しが必要となり、工期が大幅に延長となる見込みとなり、令和 5 年度での事業完了が困難となりました。

文化庁、道教委、空知振興局、指定管理者に工期の延長について説明をさせていただき、財源対策を含めた課題等についてもおおむね理解を得たところでございます。

今後の予定につきましては、10 月には全体事業費が明らかになり、必要に応じて 12 月議会において財政再生計画の変更などを経た後、2 月仮契約、3 月に本契約、当該工事分について令和 6 年度に繰り越し、令和 7 年 3 月竣工、4 月に模擬坑道の再開を目指すこととなります。

報告は以上です。

(高間委員長)

それでは、今報告がありましたけれども、これに対する質疑を受けて参ります。

工藤委員。

(工藤委員)

令和 7 年の 3 月竣工ということで、4 月から再開を目指すということなのですが、先般、北海道新聞さんのほうの新聞紙上には 1 年程度遅れて令和 6 年秋というふうに新聞報道がなされていたのですが、その辺のところについてはどういうことになっているのでしょうか。

(高間委員長)

課長。

(教育課長)

その部分に関しましては、私どもが管轄する範囲としては、3 月竣工を予定しているところです。新聞のほうは、ちょっと何とも言えないところでござ

ざいます。

(高間委員長)

工藤委員。

(工藤委員)

ただ、それが一般市民に出回っている報道の内容ですので、市民の方は 6 年の秋には工事が終わって再開するというふうに、間違ったといえますか、誤解を与えるといけないと思いますので、その辺のタイムスケジュールというものを市民に周知できるように今後進めていただきたいなというふうに思いますけれども。

(高間委員長)

課長、よろしいですか。

(教育課長)

今日の行政常任委員会の情報が明日以降報道されると思いますので、それをもってという考えもありますけれども、この後、市の広報ですとか、ホームページ等でも対応を検討したいなと思います。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

君島委員。

(君島委員)

この工事で上向きのスプリンクラーをつけるということですよ。

(高間委員長)

もう一度。

(君島委員)

いいですか。この工事は大幅変更の工事になると思いますので、金額等がかなり大きく見込まれるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(高間委員長)

当初の予算からどれくらい。

(君島委員)

そうです。これから新たに仮契約して工事を進めていくわけですよ、設計をして。ですから、今までと比べて金額的に大幅な金額になるのではないかと考えていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

(高間委員長)

堀課長。

(教育課長)

今その金額の手直しをしているところですので、今はっきりしたことは申し上げられないかなと思います。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

千葉委員。

(千葉委員)

このスプリンクラーの設置工事なのですけれども、工事を始めようとしていたのですけれども、する予定で、内部で検討したらこういうような不具合が出てきたということなのすけれども、当初はいつぐらいに工事を始める予定であったのか。

(高間委員長)

堀課長。

(教育課長)

当初は今年度の前半、早い段階で発注予定でした。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

早い段階、今年度ということは4月に入ったら始めようとしたけれども、これを見ますと、3月に工事に向けて内部であれしたけれども、こういう不具合が出てきたということで、ご確認。いいのですね、それで。

もう一点。

(高間委員長)

はい、どうぞ。

(千葉委員)

これに入る場合に有識者会議をやっていると思うのですけれども、その中で、このスプリンクラー等の指摘等はなかったのかどうなのかにについて、分かればお聞きしたいのですけれども。

(高間委員長)

課長。

(教育課長)

スプリンクラーの設置については、有識者会議でも必要だというアドバイスを受けていました。その工法だとか、技術的助言については、こちらも求めていなかったのので、その部分のアドバイスはない状態です。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

では、ほかにはないようですので、これで教育課を終わります。

【地域振興課】

(高間委員長)

次に、地域振興課より報告を受けて参ります。

菊田課長。

(地域振興課長)

お疲れさまです。地域振興課からは、1 点、市外線の自家用有償旅客運送についてご報告いたします。

このたび、夕鉄バスの市外路線廃止に伴いまして、10 月より新たな公共交通……。

(高間委員長)

皆さん、聞こえますか。聞こえない。

(地域振興課長)

すみません。新たな公共交通をデマンドで運行することとしておりますが、その詳細内容につきまして、先週 23 日に令和 5 年の第 2 回夕張市地域公共交通活性化協議会にて決定いたしましたので、その内容につきまして、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料 1 と書かれているものをご覧いただければと思います。

実施主体につきましては夕張市、運行形態につきましては自家用有償旅客運送、運行方法につきましてはデマンド運行、こちらは予約があった場合のみ運行するというものでございます。

運行委託事業者につきましては、丸北ハイヤー有限会社、夕張第一交通株式会社に委託します。

運行開始時期につきましては令和 5 年 10 月 1 日からとしておりまして、こちらは半年間の実証実験を見込んでおりまして、令和 6 年の 4 月 1 日より本格運行することを目指しております。

運行の種類につきましては区域運行としておりまして、こちらは運行ルートを固定せずに、予約のあった場所を運行する方法でございます。

運行地区につきましては、紅葉山地区、沼ノ沢地区、清水沢地区、若菜地区、鹿の谷地区、本町地区、富野地区、栗山町、長沼町としております。

市内の乗降場所に関しましては、現在の夕鉄バスの停留所付近、市外の乗降場所に関しましては、栗山日赤病院前付近、JR 栗山駅前付近、町立長沼病院前付近、JR バス長沼町役場バス停付近としております。

運行回数に関しましては、1 日 8 便（4 往復）を予定しております。

なお、夕鉄バスは市外 2 路線で現在 1 日 7 往復運行しておりますが、昨年度実施しました実態調査の結果を踏まえまして、特に利用者の少ない昼の時間帯の運行本数を減らすことによりまして、交通事業者や市の費用負担が軽減できる持続可能な運行を維持することができると判断しましたため、1 日 4 往復とさせていただきます。

裏に参りまして、運行時刻についてでございます。

夕張発に関しまして、第 1 便としましては、新夕張駅前発 6 時 40 分、JR 長沼町役場バス停付近着 8 時 15 分、第 2 便に関しましては 8 時 15 分発 9 時 50 分着、第 3 便が 13 時 20 分発 14 時 55 分着、第 4 便が 16 時 55 分発 18 時 30 分着としております。

また、長沼発に関しましては、第 1 便が 9 時 15 分発で夕張着が 10 時 50 分、第 2 便が 11 時 10 分発で夕張着が 12 時 45 分、第 3 便が 15 時 15 分発で 16 時 50 分着、第 4 便が 18 時 40 分発で 20 時 15 分着としております。

また、夕張発と長沼発ともに、第 1 便と第 3 便を丸北ハイヤーさん、第 2 便と第 4 便を夕張第一交通さんをお願いする予定です。

利用者登録に関しまして、利用希望者は事前登録制としまして、事前に市に申請書を提出してもらいます。

また、デマンドバスを利用できる者としましては、夕張市民又は観光旅客その他の夕張市を来訪する者としております。

利用条件に関しまして、夕張市内から夕張市外への移動または、夕張市外から夕張市内への移動。ただし、富野地区の方に関しましては、現在の夕鉄バスの市外路線廃止に伴いまして、市内間の移動バスがなくなってしまうので、こちらの方に関しましては市内間のみでの乗降も可といたします。

予約方法に関しまして、予約は原則、運行前日の 16 時まで電話予約とさせていただきます。これに関しましては、交通事業者について、スクールバス等、他の業務を請け負っておりまして、前日までに運行シフトを決める必要があるためでございます。

また、予約の受付業務に関しましては事業者へ委託します。

利用料金に関しましては、後ほど改めてご説明させていただきます。

乗車定員につきまして、運行時刻の第 1 便、第 3 便に関しましては丸北ハ

イヤーさんで 24 名、運行時刻の第 2 便と第 4 便に関しましては第一交通さんで 9 名の乗車定員とさせていただきます。

なお、定員となった後に予約の申込みがあった場合は、その日の空いている便、もしくは他の日のご利用をお願いする予定でございます。

続きまして、資料の 2 でございます。こちら、先ほどご説明しましたダイヤに関しまして、他の公共交通機関への乗り継ぎの時間を記載したものでございますので、こちら、詳細に関しましては割愛させていただきます。

続きまして、資料の 3 でございます。

こちらが、先ほど説明しましたダイヤの市内での目安の時間等を記載したものでございます。利用者の方に関しましては、必ず予約した乗車場所での発車の 10 分前までにお越しいただき、お待ちいただくことを想定しております。

続きまして、資料の 4 でございます。

こちらが利用料金に関してございまして、運行区間、夕張市から栗山町経由で長沼町まで、こちらは片道 600 円に設定させていただきました。

こちらの考え方としましては、現行の路線バスでの「夕張市から新札幌」の料金を鑑みまして、さらに長沼町から他の公共交通機関、こちらは JR バスになるのですが、そちらの乗継料金を踏まえまして片道 600 円とさせていただきます。

ただし書であるのですが、身体障害者手帳、または療育手帳をお持ちの方、さらに小学生以下の方、こちらに関しましては、現在の民間バスと同様に利用料金を半額の 300 円とさせていただきます。

なお、富野地区の方の夕張市内間の利用に関しましては、現行の市内の一部区間で行っております、南部、真谷地で行っておりますデマンドバスの料金と同額の片道 200 円とさせていただきます。

続きまして、資料 5 に関しまして、こちらは運輸局に提出する資料でございまして、参考までにつけさせていただいておりますので、ご説明は割愛させていただきます。

なお、住民への周知の方法ですが、9 月の広報ゆうばりに折り込みチラシを入れさせていただくのと、あと、夕張市のホームページに掲載させていただきます。

そのほか、来週から 2 週にかけまして、市内 6 か所、市政懇談会を開いた場所で個別に説明会を開催させていただくことを予定しております。

私からの説明は以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

荒井委員。

(荒井委員)

利用者登録について質問なのですが、利用者登録の際に必要な身分証明書などの書類などはもう決まっているのですか。

(高間委員長)

課長。

(地域振興課長)

利用者登録票に関しまして、記載内容に関しましては、お名前、住所、電話番号、あと最寄りのバス停等々でございまして、添付書類につきましては、身体障害者手帳だったりなど、療育手帳をお持ちの方はその手帳の写しを添付していただくということを想定しておりまして、そのほかは、今現在では確認書類等は求めない予定でございます。

(高間委員長)

荒井委員。

(荒井委員)

以前は携帯電話番号とかも登録して、何かあった際に連絡するというようなお話を聞いていたと記憶しているのですけれども、そちらのほうはどうなったのですか。

(高間委員長)

課長。

(地域振興課長)

すみません、私の説明が漏れておりまして。携帯電話番号も登録していただきまして、緊急時だったりなどの連絡に使わせていただく予定でございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

荒井委員。

(荒井委員)

次のデマンドバスを利用できる者、こちらにつきまして、観光旅客その他の夕張市を来訪する者に関して、こちらと同じような形で、登録とまではいかないのですけれども、予約する際に同じように連絡という形でよろしいでしょうか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

ご指摘のとおり、同様に登録票を事前に書いていただくことを想定してお

りますが、旅行者の方だと前もって登録するのがもしかしたら難しい場合もあるかと思しますので、予約を先にさせていただいて、実際に乗車される際に車内で登録表を書いていただくなどを考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか

櫻井委員。

(櫻井委員)

予約方法についてなのですが、丸北ハイヤーと第一交通ということで書かれていまして、予約の受付業務は事業者に委託するということですので、統一した一つの番号ということになるのでしょうか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

ご指摘のとおり、予約に関して事業者に委託する予定なのですが、こちらに関しましては、第一交通さんのグループ会社である互信グループさんをお願いする予定でございまして、そちらで一括で予約受付をしていただきまして、委託の各運行事業者に連絡をするというような形を取りたいと思っております。

すみません、補足で。こちらを委託するのは10月からになりますので、9月いっぱいに関しましては、夕張市の地域振興課にて予約を受け付けたいと思っております。

(高間委員長)

よろしいですか。

では、ほかにございますか。

千葉委員

(千葉委員)

バス停の件なのですが、基本的には夕鉄の停留所付近ですけれども、道路交通法上で10メートル以上離れなければならないということで規定されているようなのですが、例えばお年寄りが来て、10メートル離れて、例えば乗り継ぎしたいときに、遅れた場合にその10メートルが相当きつような感じがするのですけれども、その辺についての対策をどう考えているかについて、お伺いしたいと思います。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

今ご指摘いただいた点に関しましては、原則 10 メートル以上離れた場所で乗降を行うこととなっておりますので、そちらでお待ちいただくというのはやむを得ないのですが、今後、関係機関と協議をしまして、また警察に届出などをしまして、そういった手続を踏めば 10 メートル以内での乗降も可能となりますので、その辺りに関しまして今後検討させていただきたいと思います。

(高間委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

極力負担のないような方法でやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

工藤委員。

(工藤委員)

ちょっとお聞きしたいのですけれども、富野地区の方におかれましては市内間のみでの乗降も可とするというふうになってはいますけれども、富野の方が市内の中で、例えばりすたと病院であるとか、そういったことで市内間の移動する場合にも、この市外線というか、デマンドに予約をして乗ることが可能だというふうに押さえてよろしいのですか。

(高間委員長)

課長。

(地域振興課長)

原則としましては、市内間の移動に関しましては、現在、夕鉄バスが南北に 10 往復を走っておりますので、そちらを利用させていただきたいのですが、富野地区の方に関しましては、どうしてもバスがないので、市内間のみでの乗降も可とさせていただくということでございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

(総務企画課長)

答弁調整をお願いします。

(高間委員長)

お願いします。

総務企画課長。

(総務企画課長)

今の工藤委員の問いに的を射た答えではなかったので、今調整をしましたので、改めて地域振興課のほうから答弁させます。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

すみません。大変失礼いたしました。

市内間の例えば清水沢から紅葉山だったりなど、そういった移動が可能かどうかということだと思うのですが、そちらに関しましては、さきにお答えしましたとおり、原則としては市内間、南北 10 往復、夕鉄バスが走っておりますので、そちらを利用していただきたいと思いますと考えております。

なので、富野地区から夕張市内に行くためにどうしても足がない方のために、市外線を市内間利用可とさせていただくということでございます。

(高間委員長)

よろしいですか。条件があるようですね。

ほかに。

荒井委員。

(荒井委員)

まだ始まっていない運行ではあるのですが、定期的な時間の見直しというのも、今後考える予定は。

(高間委員長)

課長。

(地域振興課長)

まず、10 月 1 日からは実証実験ということで 6 か月間見させていただきます。その中でダイヤだったりとか、あと停留場所だったりとか、様々な課題が生じてくるかと思いますので、そちらを勘案しまして、4 月からの本格運行に向けて改善すべきところは改善して、本格運行を目指したいと考えております。

あと、今回の実証実験期間中に関しましては、利用者にアンケートだったりなど、そういったことも予定しておりますので、そちらのご意見も踏まえて検討させていただきたいと考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

議長のほうからはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、ほかにはないので、これで地域振興課を終わります。

【建設課】

(高間委員長)

それでは、次に建設課、よろしくお願いいたします。

建設課長。

(建設課長)

お疲れさまでございます。

建設課の案件をご説明する前に、7月1日付での人事異動で建設課主幹に異動がありましたので、ご紹介させていただきます。建設課、都市計画担当主幹として配属されました鈴木でございます。

(建設課主幹)

主幹の鈴木です。よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

それでは、よろしくお願いいたします。

(建設課長)

それでは、建設課のほうから、夕張市庁舎建設基本構想（案）の概要についてご説明申し上げます。

まず、1ページ目、現庁舎の現状と課題等についてですが、皆さんご承知のとおり、老朽化、耐震性、防災拠点の機能、高度情報化への対応、利用者の利便性等、様々な課題が山積している庁舎であるということから、庁舎整備に早急に着手しなければならないという状況にある。それと、耐震改修と建替えを比較した結果、建替えが望ましいとしたところでございます。

次のページへ行きまして、新庁舎建設に向けた基本的な考え方としては、5つの方針、方針につきましては後ほどご説明させていただきますが、5つの方針と、それに伴う11の観点から検討しているところでございます。

次のページへ行きまして、まず基本方針の1つ目、防災拠点機能を備えた災害に強い庁舎として、災害時にも業務を継続できる性能を備えた災害に強い庁舎であるということ。また、災害対策本部としての機能、救援活動や復旧・復興活動の拠点として迅速な対応ができる庁舎であることが求められるということ。

その中で求められる機能としては、高い耐震性能、防災拠点機能、それと

一定期間非常用電源などを確保できる環境、また有事の際での庁舎スペース、屋外スペースを柔軟に転用できるようなことを検討していかなければならないというところでございます。

次のページに行きまして、基本方針の 2、人にやさしく利用しやすい庁舎。バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての人が利用しやすい庁舎、相談しやすい環境が整えられた庁舎であること、便利で快適な庁舎であることが必要とされております。

その中で、機能としては、市民目線での窓口配置、わかりやすい案内表示、相談しやすい窓口カウンターや相談室などを検討していく必要があると考えております。

続きまして、基本方針 3、経済的で環境にやさしい庁舎として、メンテナンス、維持管理コスト等を踏まえ、シンプルで経済的な庁舎。また、省エネルギー、再生可能エネルギーなど、環境負荷の低減に配慮した庁舎であることが求められていると。

機能の例としましては、メンテナンスしやすい素材の採用、それと建物の高断熱化とエネルギー効率の高い設備やシステムの導入、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入について検討を進めて参りたいと考えております。

基本方針の 4 番目、機能的で柔軟性のある庁舎。

社会情勢の変化、行政需要などに対応して、機能的で柔軟性のある庁舎。また、急速に進展する情報化社会において、今後の更なる情報化に対応できる庁舎が必要であると。

求められる機能としては、執務室を他の用途、例えば民間利用などに機能転換できる柔軟性のあるフロア構成にすることを検討すると。また、市の組織体制の変化に柔軟に対応できるレイアウト、ICT 機能等を活用した窓口申請の手続きが実現できる環境などを検討していく必要があるというふうに考えております。

次に、基本方針の 5、持続可能なまちづくりの中核となる庁舎。

まちに活気を与える庁舎であること、景観を活かした庁舎であること、夕張の魅力を伝える庁舎であることが必要であるということから、情報発信、生活利便性の向上、まちの賑わい創出、交流人口の拡大、また庁舎と一体となった広場機能、通常時は憩いの場として、災害時等の有事の際は対応ができる広場として活用することを検討して参りたいと思います。

次に、新庁舎の規模についてですが、災害対策や利用者の利便性向上、高度情報化やバリアフリー化への対応など、現庁舎で課題となっている機能を十分に検討した上で、必要最小限のできるだけコンパクトな庁舎の実現を目指すところでございます。

続きまして、新庁舎の規模と整備地区でございますが、整備地区につきましては、防災性、利便性、まちづくりの観点から、南清水沢が最適地であると。

また、次のページですが、南清水沢の中でも「りすた」との連携、また国道からのアプローチ、設計の自由度、市民利用の窓口等を1階にワンフロアで配置が可能、除排雪の効率性、周囲の自然環境を活かした整備など様々な点を考慮し、りすた北側の敷地を再適地として検討を進めて参りたいと考えております。

ここまでの基本構想でございます。

次に、事業計画、これから検討していくところでございますが、事業手法としては、様々な事業手法のメリット・デメリットを勘案し、国の支援制度や市の財政状況を見極めながら、事業手法を確定していきたいというふうに考えております。

事業手法の概要としては行政主体、民間主体とありますが、財政出動が、資金繰りが行政主体となってお金を用意するものか、民間主体となつて民間資金を活用するものかという大きなくりでございます。

行政の財源を主に活用する場合は、従来方法とDB方式、デザインビルドといいますが、設計、施工までを一括で発注する方法。それと、民間資金を主体とした事業手法として、PFI方式とリース方式というのがございます。

これらの事業手法を、先ほど申し上げた様々な観点から市にとって一番どれがメリットなのかというところを踏まえながら、事業手法を検討していきたいというふうに考えております。

次に、新庁舎建設の事業計画として概算事業費につきましてですが、事業費の算定につきましては、建設に要する費用の抑制に努め、将来の世代への負担を可能な限り小さくしていく必要があります。

具体的な事業費については、今後、基本計画・基本設計の段階において、新庁舎の規模や事業手法の決定に伴い、詳細に算出していきます。また、財源は、有利な起債や国の各種補助金、交付金などを積極的に活用することを目指して参ります。

下段は、現段階で想定している事業スケジュールでございます。この事業スケジュールは、従来方式により整備する場合の事業スケジュールでございますので、先ほどの四つの事業手法のどれを選択するかによって、若干ずれが出る可能性はございますが、現段階では令和11年度供用開始に向けて取り進めていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、参考として庁舎整備事業に関わる検討状況、推進本部、幹事会、検討部会、庁舎整備検討委員会等の開催状況を記載しておりますの

で、ご参考までにご覧いただければというふうに考えております。

建設課からの説明は以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

現段階で想定している事業スケジュールは従来方式の予定なのですがけれども、事業手法として四つあるのですがけれども、この四つのうちで例えば期間が一番短く建設できる手法等はあるのかどうか。何を用いれば、一番短く建設ができるのか、その辺が分かれば教えていただきたいのですがけれども。

(高間委員長)

建設課長。

(建設課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

基本的には、どれが一番短いかといいますと、従来手法か PFI か、それぞれの手法によって様々な手続が変わってきますので、一長一短がありまして、どれを取っても、今のところではありますが、事業スケジュール感的には変わらないものであるというふうに認識しております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

(荒井委員)

今現在、市役所には北洋銀行さんとかが入っているのですがけれども、こちらのほうに移転した場合は、銀行をはじめ、ほかの民間とかが入るようなスペースなどは設ける予定でしょうか。

(高間委員長)

建設課長。

(建設課長)

荒井委員のご質問にお答えいたします。

今現在、庁舎内に入っている北洋銀行さんですとか、YKM さん、麗水さん等々についても意向調査はさせていただいております、そのほかにも市内の官公庁等にもお話はさせていただいております。

意向については、まだ庁舎規模も機能も場所も正式なものが何も決まっていないので、もし行った場合、一緒に行きますかという程度ですがけれども、移行すると、一緒に移転したいというところは何か所かございますので、実

際にこれから建設に入るまでに数年ありますので、その間に情勢が変わるかもしれませんが、移転の、一緒に行きたいという意向のある部分については、設計段階から考慮して検討していきたいというふうには考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

荒井委員、どうぞ。

(荒井委員)

もう一点、よろしいでしょうか。

今現在、りすたの中に教育委員会、南支所さんという形であると思うのですけれども、こちらのほうで協議、連携をするというような形で書いてはいるのですけれども、新庁舎の中に教育委員会さんのスペースなどは設ける予定でしょうか。

(高間委員長)

課長。

(建設課長)

荒井委員のご質問にお答えいたします

現りすたに入っております南支所、それと教育委員会の移転後の本庁舎へ入るか入らないかについては、今後、市全体で検討していくところでございますが、あくまでも現段階では教育委員会も本庁舎に来る。

ただ、南支所については南支所という機能が必要なくなりますので、本庁舎がありますので、その部分については、別な支所に行くのか庁舎に来るのかというのを含めて、今現在、内部で協議、検討しているところでございますので、現段階としては本庁舎に教育委員会は入れて、最大値で職員数は検討しているところでございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

市民の方の心配な声だったのですけれども、地域の方が、神社がありますよね、りすたのすぐ近くに。もしその近くに庁舎ができる場合、神社のほうはどうなるのだろうかということで、地域の方にしたら重大なことでするので、その点についてお聞きします。

(高間委員長)

建設課長。

(建設課長)

櫻井委員のご質問にお答えいたします。

築山の上のほうに存在する神社のことだと思いますが、神社の取扱いにつきましても今後正式にといいいますか、おおむね南清水沢の今最適地としている候補地で進めていく場合、次の段階として地元の方々ともお話ししながら、神社については、どう取り扱っていくかというところについては地元と十分に協議しながら、判断していきたいというふうに考えております。

(高間委員長)

徳谷委員。

(徳谷委員)

新庁舎が完成した場合、現在使われているこの旧庁舎は何か活用して使っていく予定なのでしょうか。

(高間委員長)

課長。

(建設課長)

徳谷委員のご質問にお答えいたします。

現庁舎につきましては、土砂災害警戒区域であるということ、耐震性も課題があるということから、利活用については考えておりません。逆に、まだまだこれから先にはなるのですけれども、解体、撤去も含めて今後検討はしていかなければならないものと考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

議長はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、ほかにはないようですので、以上をもちまして建設課を終わります。

【保健福祉課】

(高間委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

課長。

(保健福祉課長)

保健福祉課から2件報告させていただきます。

1点目、資料1をお開きください。市立診療所等における交通安全対策についてご説明申し上げます。

本件の趣旨といたしましては、移転する市立診療所等が面する道道には、信号付き横断歩道、以下「横断歩道等」と申しますが、設置されていないため、市といたしましては横断歩道等を所管する北海道警察と協議を行い、現在の市立診療所前の横断歩道を新診療所前に移設することで、バスを利用する通院患者等の安全対策を図ることとしていました。

現状と課題といたしましては、横断歩道の移設時期といたしまして、9月1日の新診療所等の供用開始に合わせて横断歩道等が利用できるよう北海道警察と協議を行い、了承を得ていましたが、今般、北海道警察より、道内の信号機の数約1万2,000基と全国第3位の多さであり、それら信号機に係る維持管理や交通規制に関する要望も毎年多く寄せられていることなどから、内部調整等に時間を要してしまい、横断歩道等の利用が新診療所等の供用開始に間に合わないとの説明があったところです。

北海道警察は、今年の年末までに横断歩道等を移設するよう事務等を取り進めていくとしていますが、市といたしましては、それまでの間、バスを利用する通院患者等に対して更なる交通安全対策を図る必要があると考えているところです。

横断歩道等が移設されるまでの間における対応策といたしまして、新診療所前の道道を挟んで向かいのバス停、若菜9番地でございますが、の利用に当たっては、現在、横断歩道等が設置されていないことから、交通事故防止のために道道の横断は避けていただくこと。

横断歩道等の設置につきましては、北海道警察と協議済みであり既に了承を得ていること。

横断歩道等が設置されるまでの間につきましては、近隣の交差点（若菜交番前）に設置された横断歩道を渡り、一番近いバス停（若菜市街）の利用を推奨することにつきまして、周知を図ることとしております。

さらに、一番近いバス停（若菜市街）ですが、約250メートルの距離がありますことから、市立診療所等の指定管理者である豊生会に対しましても、送迎車両等を活用した移送について対応するよう要請しているところです。

続きまして、資料2をご覧ください。産婦人科・小児科オンラインの実施についてであります。

伴走型相談支援、これは妊娠してから出産して子育てをするまでということで寄り添いながら子育てを助けていくという支援の一環で、産婦人科・小

児科オンラインによる相談に係るシステムを導入にすることによって、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるものであります。

本件は、第2期夕張市子ども・子育て支援事業計画の「母子並びに乳幼児の健康の確保」、「小児医療体制の確保」において、特に日頃から子育てにおける医療的な相談支援や小児救急医療に関する情報提供の推進に取り組むこととしております。

また、市長の所信表明の中で、地方に行っても安心な子育てに資する事業ということで実施したいというふうに考えております。

オンライン相談の内容でありますけれども、現役の小児科医、産婦人科医、助産師とオンライン相談できる「産婦人科・小児科オンライン」の導入により、市内にいる未就学児童世帯の妊婦・子育て世帯からの相談に加え、それに携わる市職員や保健師、保育士にも相談できるものであります。

具体的には、夜間相談として18時から22時までの電話相談、またはLINEを通じての24時間相談であります。

令和5年4月から9月まで無料トライアルでの検証を実施、対象者には個別に周知を行い、登録を呼びかけているところであります。

今般の9月補正により、10月から本格実施をしたいと考えております。

対象ですけれども、令和5年4月現在で未就学児童世帯84世帯、人数的には111名であります。

財源につきましては、10月からの6か月間で74万3,600円、交付金については記載のとおりであります。

以上であります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

荒井委員。

(荒井委員)

こちら、無料トライアルで令和5年4月から9月までというふうにされていたと思うのですけれども、そちらの反響の声などを見る方法とかはあるのでしょうか。

(高間委員長)

課長。

(保健福祉課長)

反響の声というのは見るものがないのですけれども、登録的には先ほどの84世帯のうち21世帯、25%が登録をして、実際3件の相談があったということで、そういうことの報告は会社のほうから受けております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

こちらの小児科だとか産婦人科の先生というのは、どちらの病院だというものは分かるのでしょうか。

(高間委員長)

課長。

(保健福祉課長)

どこの病院かは分かります。それで、こちらの会社のほうでこの趣旨に賛同していただける先生と直接面談をして、登録をして対応するという事になっております。

(高間委員長)

よろしいですか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

では、こちらのようなチラシの中にもどこの先生だというのは載るようになるのでしょうか。

(総務企画課長)

答弁調整お願いします。

(高間委員長)

はい。しばらくお待ちください。

暫時休憩。

午後 2 時 3 2 分休憩

午後 2 時 3 2 分再開

(総務企画課長)

再開お願いします。

(高間委員長)

永澤主幹。

(保健福祉課主幹)

主幹永澤です。ドクターの登録も全国でこの会社が募集をして登録するというようなことになりますので、具体的に誰々というような紹介が表にこういったチラシの中で出るということはないです。

(高間委員長)

よろしいですか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

相談するときに、やはりどなたに相談するとなったときに病院が分かるほうが本当は相談しやすいのかなと思うのですけれども、全部ではなくても、例えば3件ぐらいでも、このような病院の方が担当していますというようなざっくりした感じで書いていただくことはできないのでしょうか。

(保健福祉課長)

答弁調整。

(高間委員長)

暫時休憩いたします。

午後 2時33分休憩

午後 2時34分再開

(保健福祉課長)

再開をお願いします。

(高間委員長)

会議を再開いたします。

課長。

(保健福祉課長)

櫻井委員のご質問にお答えします。

これは実際のものに名前が出てくるのかが今判明しないので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

(高間委員長)

よろしいですか。

(櫻井委員)

全部ではなくてもいいので、1件でも書いていればとても安心するのではないかなというふうに思いますので、お願いします。

(高間委員長)

では、後ほどよろしく願いいたします。

ほかにはございますか。

君島委員。

(君島委員)

オンラインの一番下のところに小さく書いてあるのですけれども、夕張市民の方限定で無料で利用できますとなっていますが、帰省なんかで家族たちが夕張に帰ってきていて、それでその人たちが利用するとした場合には、市民ではないから利用できないということになりますか。

(高間委員長)

課長。

(保健福祉課長)

このシステムは、パスワードを入れて利用するという形になっておりまして、そうすると、パスワードを入れたら市民以外でも使えてしまうのですよ。

それで、今、対象者、先ほど言った未就学児童については乳幼児健診等でチラシを配布して登録を呼びかけているということになりますので、基本的には夕張市民が利用するということで、ただ、里帰り等でこちらに健診や相談に来た場合については、チラシ等を渡すことによって相談できる形にはなりません。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

議長はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、ほかにはないようですので、以上をもちまして保健福祉課を終わります。

【財政課】

(高間委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

財政課長。

(財政課長)

お疲れさまでございます。財政課からは3点報告がございます。

まず、報告事項の1点目、財政再生計画の変更につきまして、資料の1-1をご覧ください。

今回の財政再生計画の変更は、令和5年度第2次(6月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものです。計画変更後の歳入歳出増減額は、1億6,557万8,000円となります。計画変更に伴い必要となる財源につきましては、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金など特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金繰入金で対応するため、再生計画期間の変更はございません。

資料の説明は、先に1の歳出関係で変更のある事業につきまして関係各課

ごとに順にご説明し、その後、歳入をご説明いたします。

なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っており、内容に変更が生じる場合がありますことをあらかじめご承知おき願います。

では、まず最初に、総務企画課、地域振興課、市民課、出納室の案件についてご説明いたします。

1 番、令和 5 年度普通退職者に係る退職手当。令和 5 年度内に自己都合の予見できない事由により退職する職員に係る退職手当について、所要額を計上するものであります。変更額は 3,567 万 4,000 円、財源は全額一般財源です。

2 番目、住宅・土地統計調査通信運搬費。法定受託事務として 5 年に 1 度実施する本調査において、調査票提出の際の郵送料を一度市が負担することとなったため、所要経費を計上するものであります。変更額は 4 万 5,000 円、財源は全額道支出金です。

3 番目、幸福の黄色いハンカチ基金助成。「夕張まちづくり寄附条例」に基づき指定寄附があったもののうち、特定の団体を指定した寄附を当該団体へ助成するため、所要額を計上するものであります。変更額は 42 万 9,000 円、財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

4 番目、夕張高校市外生徒受入体制整備。夕張高校存続に向けて全国募集を開始したことから、市外生徒の受入れ体制を本格的に実施するため、所要経費を計上するものであります。変更額は 1,428 万 5,000 円、財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

5 番目、夕張市公共交通構築事業（市外線）。夕鉄バス市外路線の廃止に伴い、その後の代替交通としてデマンドバスの運行を開始するため、運行費等必要な経費を計上するものであります。変更額は 2,700 万 5,000 円、財源は、道支出金 350 万円、諸収入 1,152 万 9,000 円、一般財源 1,197 万 6,000 円であります。

6 番目、マイナンバーカード印字システム導入。カードの記載内容変更の際、現在の手書きで行う方法では明瞭な記載が難しく、また、記載漏れのおそれがあることから、正確かつ迅速に処理するため、印字システムを導入する経費を計上するものであります。変更額は 206 万 1,000 円、財源は全額一般財源であります。

7 番目、清水沢公衆便所浄化槽送風機修繕。浄化槽送風機が故障した清水沢公衆便所を、衛生環境上適切に維持管理し、利用者が安心して使用するため、修繕に必要な経費を計上するものであります。変更額は 74 万 8,000 円、財源は全額幸福の黄色いハンカチ金繰入金です。

8 番目、墓地葬斎苑屋根等修繕。雪による屋根の破損と暖房器具の故障により利用に支障をきたすことから、施設を適切に維持管理するため、修繕に必要な経費を計上するものであります。変更額は 33 万 2,000 円、財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

9 番目、宮前共同浴場ろ過装置修繕。ろ過装置内のフィルターの経年劣化により当該機器が正常に稼働しないことから、施設の適切な維持管理と浴場を安心して利用するため、修繕に必要な経費を計上するものであります。変更額は 99 万 6,000 円、財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

10 番目、真谷地リサイクルセンター修繕。降雪、落雪や経年劣化により建物内外数か所において破損や不具合が生じていることから、従業員の安全の確保と施設を適切に維持管理するため、修繕に必要な経費を計上するものであります。変更額は 692 万 1,000 円、財源は全額一般財源です。

11 番目、支払データ等伝送方法変更。各金融機関へ支払データ等を伝送するため利用している ISDN 回線のサービス終了に伴い、インターネット回線を利用したサービスへ変更するため、所要経費を計上するものであります。変更額は 14 万 3,000 円、財源は全額一般財源です。

総務企画課、地域振興課、市民課、出納室の案件につきましては以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、ないようであります。

議長のほうからはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

財政課長。

(財政課長)

続きまして、保健福祉課、生活福祉課、財政課に関する案件をご説明いたします。

12 番目、新型コロナウイルスワクチン接種。秋以降においても、継続した新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保する方針が国から示されたため、必要経費を計上するものであります。変更額は 508 万 4,000 円、財源は

全額国庫支出金です。

13 番目、出産・子育て応援事業。今年度開始した、出産・育児等に係る伴走型相談支援の更なる充実を図るため、SNS を活用したオンライン面談の導入など、子育て環境整備に必要な経費を計上するものであります。変更額は 74 万 4,000 円、財源は国庫支出金 37 万 2,000 円、道支出金 18 万 6,000 円、一般財源 18 万 6,000 円です。

14 番目、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付。新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の認定を受けた申出者に対し、医療費及び医療手当の救済給付を行う必要があるため、所要額を計上するものであります。変更額は 121 万 2,000 円、財源は国庫支出金 121 万 1,000 円、一般財源 1,000 円でございます。

次、15 番目から 19 番目までは一括してご説明申し上げます。この 5 件につきましては、いずれも保健福祉課所管事業に係る令和 4 年度の国庫支出金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものであります。変更額は、5 件合計いたしまして 826 万 8,000 円。財源は全額一般財源でございます。

次、20 番目、ゆうばり丘の上こども園修繕。夕張保育協会が運営する本施設におきまして、乾燥からなる木材の大幅な収縮により床などの修繕が必要となったことから、修繕費用の一部を同協会へ負担するため、所要額を計上するものであります。変更額は 43 万 5,000 円、財源は金額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

21 番目、生活保護システム改修。被保護者に関する調査項目の追加や生活保護基準額の見直しがあったことから、システム改修が必要となったため、所要の経費を計上するものであります。変更額は 250 万 6,000 円、財源は国庫支出金 125 万 2,000 円、一般財源 125 万 4,000 円です。

続きまして、22 番目から 34 番目までは一括してご説明いたします。この 13 件につきましては、いずれも生活福祉課所管事業に係る令和 4 年度の国庫支出金につきまして、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものであります。変更額は 13 件合計いたしまして 4,547 万 9,000 円、財源は全額一般財源でございます。

次、35 番目から 40 番目につきましても一括でご説明いたします。この 6 件につきましては、いずれも生活福祉課所管事業に係る令和 4 年度の道支出金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものでございます。変更額は 6 件合計で 911 万 9,000 円、財源は全額一般財源でございます。

最後、41 番目、予備費。今後の予測不能な緊急の財政需要に備え、本年 6

月に予備費で実施した林道旭線の修繕に係る修繕費相当額を増額するものがあります。変更額は409万2,000円、財源は全額一般財源でございます。

保健福祉課、生活福祉課、財政課に関する案件は以上でございます。

(高間委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

丘の上こども園の件なのですけれども、新築したばかりなのに結構直すところがたくさん出てきている関係があると思うのですけれども、これはフローリングの部分だと思うのですけれども、館内全体なのか、例えば一部なのか、その辺はどうなのですか。

(高間委員長)

生活福祉課長。

(生活福祉課長)

ただいまの千葉委員のご質問にお答えします。

主に床そのもの、それと床と壁面、その他、床に関するものが多いのですが、乾燥を繰り返して、3年間の間、施設全体にそういうところが発生して隙間ができた、今回それを修繕するものです。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

それは一部分を剥がしてまた張り替えるとかという、そういう工法はどのような方法なのですか。

(高間委員長)

生活福祉課長。

(生活福祉課長)

ただいまの千葉委員のご質問にお答えします。

必要最小限ということで、子どもたちがけがをしないように経費をかけずに、ですから、そういう張り替えしですとか、そういったことはできるだけしないようにする修繕になります。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

議長はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、ないようですので、今の報告に対します質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

財政課長。

(財政課長)

次に、歳入関係のご報告をいたします。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものでございます。主なものについてご説明いたします。

5 番目、地域交通支援事業費補助金。10 月からのデマンドバス運行の実証実験に対して、道支出金が見込めることから今回計上するものであります。変更額は 350 万円です。

10 番目、デマンド交通利用者負担金収入。こちらは 5 番目と同様、10 月からのデマンドバス運行の実証実験におけますバス利用者の負担金収入を計上するものであります。変更額は 1,152 万 9,000 円でございます。

資料 1-1 の説明につきましては、以上でございます。

資料 1-2 につきましては、令和 5 年度第 3 次計画変更の概要を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

報告事項 1 点目、財政再生計画の変更につきましては以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

議長はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

財政課長。

(財政課長)

次に、報告事項の 2 点目、令和 5 年度補正予算についてであります。資料 2 をご覧ください。

1 ページ目は、一般会計の債務負担行為補正について記載しております。今回の補正予算で計上いたします夕張高校魅力化事業におきます下宿関連経費につきましては、令和 8 年度までの契約を予定していることから、債務負担補正するものでございます。

2 ページ目につきましては、一般会計の補正額の款別総括でございます。補正総額は 1 億 6,557 万 8000 円で、補正後の予算総額は 114 億 795 万 7,000 円となります。

3 ページ目から 6 ページ目までは、一般会計におきます事項別明細の補正について記載しておりますが、先ほど資料 1-1 でご説明いたしました計画変更の内容と同等となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきます。

7 ページ目は、介護保険事業会計の補正予算でございます。国庫支出金等の精算に伴う還付金を計上するものでありまして、補正総額は 9,044 万 8,000 円で、補正後の総額は 18 億 7,008 万 9,000 円となります。

一般会計と特別会計の補正予算については以上であります。

水道事業会計につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

(上下水道課長)

上下水道課です。説明の前に、7 月 1 日付で人事異動で管理職員に昇格した者がおりますので、この場をお借りしましてご紹介をさせていただきます。上下水道課の佐々木主幹です。

(上下水道課主幹)

7 月 1 日付で主幹職を拝命いたしました佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(高間委員長)

それでは、報告を受けて参ります。

(上下水道課長)

では、説明のほうをさせていただきます。

水道事業会計補正予算につきまして、補正予算調書により説明いたします。

補正予算調書の裏面になりますけれども、1 ページ目、収益的支出の水道事業費、営業費用の補正であります。

営業費用の内容でありますけれども、職員の昇格に伴う人件費増額について、原水及び浄水費 39 万 2,000 円、総係費 14 万 9,000 円をそれぞれ増額補正しようとするものです。この結果、収益的収入及び支出の補正後の経常利益につきましては、税込みで 54 万 1,000 円の減益となるものであります。

続きまして、2 ページ目に参りまして、資本的収入及び支出の資本的支出、建設改良費の補正であります。

建設改良費の内容でありますけれども、水道メーターの更新数の増加に伴う機器購入経費及び工事請負費の増額につきまして、メーター更新事業費 1,880 万円の増額補正をしようとするものであります。この結果、資本的収入及び支出の資本的支出の補正後の経常利益は、税込みで 1,880 万円の減益

となるものであります。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(高間委員長)

よろしいですか。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

財政課長。

(財政課長)

それでは、3点目でございます。令和5年度国、北海道及び夕張市の三者協議の開催結果についてでございます。資料3をご覧ください。

本年度の三者協議につきましては、令和5年8月25日金曜日に、10時から12時にかけて市役所4階会議室で行われました。

出席者につきましては、総務省からは犬丸財務調査課長、篠宮財務調査官ほか計4名、北海道からは菅原地域振興監ほか計7名、夕張市からは本間副市長のほか担当課長が出席したところでございます。

4年ぶりの夕張市での開催となりました今年度の三者協議におきましては、現状と課題を三者で共有するとともに、引き続き三者の連携を密にした上で対応していくことを確認したところでございます。

当日の具体の協議の概要ですが、大きく3点について協議を行っております。

1点目につきましては、市役所庁舎整備でございます。

災害対策拠点として耐震性等に課題がある現夕張市役所庁舎の移転改築について、財政再生計画との整合性等も踏まえ、引き続き三者が緊密に連携し丁寧に議論していくことといたしました。

移転改築の手法につきましては、PFI導入可能性調査の結果も踏まえ、議論していくことといたしました。

2点目、地域公共交通再編でございます。

夕張市内の公共交通の現状及び、市民の足を確保する必要につきまして、三者で認識を共有したところであります。

夕張市が行う実証実験につきまして、三者で連携して協議していくことといたしました。

最後、3点目でございます。夕張高校魅力化プロジェクトです。

夕張高校の在校生数が減少していること、地域振興のためには夕張高校の活性化が必要であるということにつきまして、改めて三者で認識を共有したところであります。

夕張市が進める市外生徒受け入れに向けた取組が順調に進むよう、三者で連携して協議していくことといたしました。

本年度の三者協議の開催結果につきましては以上でございます。

(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

皆さんないようですので、議長のほうからはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

ごめんなさい。どうぞ。

(保健福祉課長)

委員長、よろしいですか。先ほどの櫻井委員のご質問にお答えしたいと思うのですが。

(高間委員長)

はい、分かりました。お願いします。

福祉課長。

(保健福祉課長)

先ほどのオンライン相談の櫻井委員のご質問にお答えいたします。

オンライン相談につなげた場合に、ドクターの名前、それと所属、人によっては写真が出てくると、そして経歴も出てくるということなので、相談者がドクターを選ぶことができるということになっております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

(櫻井委員)

ありがとうございます。

(高間委員長)

はい、分かりました。

では、議長のほうからはよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、皆さんないようですので、これで財政課を終わります。

【閉会】

(高間委員長)

以上をもちまして本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午後 3 時 2 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員長 高間 澄子